

法政大学大学院人文科学研究科心理学専攻「課程博士」授与規程

- 一 「課程博士」の学位申請手続き
 - 1 有資格者
 - 1) 博士後期課程3年次に在学中で、所定の単位を履修済または履修見込みの者。
 - 2) 博士後期課程に3年以上在学し、所定の単位を履修後、退学して3年以内の者。
 - 2 申請書類
博士論文審査願、履歴書、博士論文目録（以上指定用紙）。
学位申請論文、論文要旨（4000字以内）、各3部。
ならびに下記4に定めた要件に関わる学会誌等に掲載された論文、各3部。
 - 3 論文提出締切日
在学中の者でも退学後3年以内の者でも、3月修了希望者は9月末日、9月修了希望者は2月末日。
 - 4 研究業績に関する要件
 - 1) 博士論文に関連ある分野の論文が3編以上あり、それらが以下のa)、b)をとともに満たすこと。
 - a) 査読のある全国規模の学会誌に第一著者として掲載された論文が1編以上ある。
 - b) 単著論文が1編以上ある。
 - 2) 上記と同等の研究業績があると、指導教員が認めること。
 - 二 予備審査
 - 1 専攻は申請から2ヶ月以内に、申請論文の受理の可否について、申請者の指導教員と副指導教員による原案に基づき審議し、これを決定する。
 - 2 受理の場合、専攻は博士論文審査小委員会の設置を人文科学研究科教授会に諮る。
 - 3 審査小委員会の構成員の候補は専攻会議において決定する。
 - 三 博士論文審査小委員会
 - 1 博士論文審査小委員会（以下、審査小委員会と記す）の構成は、主査1名、副査2名とする。
 - 2 審査小委員会は、論文審査および口述試験（口頭試問）を行い、申請から5ヶ月以内に審査を終了する。ただし、やむを得ない事情があるときには、法政大学学位規則第25条で規定されている範囲内で審査期間を延長することができる。
 - 四 口述試験（口頭試問）
 - 1 口述試験（口頭試問）は原則として公開とする。
 - 2 口述試験においては外国語運用力に関する確認も行う。ただし、外国語論文の執筆または国際学会での発表実績のある者に対しては、これを省略する。
 - 五 学位授与の可否の決定
 - 1 審査小委員会は、論文内容の要旨および審査結果の要旨、口述試験の成績に、博士の学位を授与することの可否についての意見を添え、文書により専攻会議に報告する。
 - 2 専攻会議は、審査小委員会の報告に基づいて審議し、博士の学位を授与することの可否を議決する。
 - 3 博士の学位の授与を可とする場合、人文科学研究科教授会（審査委員会）の召集を要請する。
 - 六 論文の公表
博士の学位を授与された者は、原則として授与された日から1年以内に、その論文の未発表部分を印刷公表しなければならない。
- 付則 本規程（内規）は、2009年8月5日より実施する
付則 本規程（内規）は、2011年2月3日より実施する
付則 本規程（内規）は、2014年11月19日より実施する